

「新型コロナウイルス肺炎」感染防止に関する当協組の対応について

東京地区生コンクリート協同組合

1、感染防止に向けた当面の対応

(1)常勤者の出勤体制

コアタイム(10時～15時)を設定した時差出勤を奨励する。

(2)定例開催の諸会議

当面、3月13日(金)までの間に予定されている諸会議については、3月16日(月)以降に延期のこととする。

(対象) 理事会・常任理事会 → 3月9日(月)は取り止め、16日(月)の開催とする。

ブロック会議(全体・個別) → 延期

登録販売店会議 → 3月5日(木)開催予定を延期

その他

2、協組常勤者全員を対象とする自宅待機措置

以下の何れかの事例が発生した場合は、常勤者全員を対象として14日間の自宅待機措置を講じることとする。

(1)当協組常勤者に自宅待機の適用者が発生した場合(本人が感染者となった場合の他、同居家族・濃厚接触者に感染者が発生した場合を含む)

(2)当協組に2週間以内に来訪された関係者(組合員・販売店等)に感染者が発生した場合(関係先からの連絡により確認する。)

(3)当協組が居住するビル内の他の居住者に感染者が発生した場合

自宅待機措置の期間中における当協組としての最低限必要な機能維持の為、BCP(事業継続計画)に基づく業務対応を実施する。

また、事務所における業務再開は、居住ビルの管理会社による消毒実施を前提とする。

以上